

《契約・商談・勧誘・商品宣伝等》について

以下の行為を『契約・商談・勧誘・商品宣伝等』とします。

1. 商品等の販売及び売買契約の締結
2. 役務の提供等各種契約の締結
3. 商品・各種契約等の予約受付
4. 商品等の案内・購入の勧誘
5. 役務の提供等業務内容の案内・勧誘
6. 各種商談
7. 商品・カタログ等の展示
8. 各種料金表の提示
9. 商品の宣伝
10. 役務の提供等業務内容の宣伝
11. 上記項目に類する行為
12. その他当財団が営利と認定した行為